

「令和5年度 大阪市立高見小学校 学校いじめ防止基本方針」

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

I いじめとは

いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう、とする。

平成18年 文科省【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】より

（注1）「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめの態様

具体的ないじめの態様は次のようなものがある（態様とは『心理的・物理的な攻撃のこと』）

- ◆冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

◆心理的
■物理的

Ⅱ 未然防止

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ（未然防止の取り組み）を行うことが、『いじめの防止』に最も合理的で最も有効な対策になる。

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることから始まる。つまり、日々の学校生活の改善から未然防止は始まる。

『わかる授業』づくりを進め

静かに授業が始められ、子ども全員にわかる授業を展開すれば、生活指導上の問題の多くは未然に防止できる。『わかる授業』とは、単に学力向上を目指す授業ではなく、すべての児童が授業に参加して活躍でき、理解できるという授業である。そのためには、**全クラスで研究授業を実施し、授業を公開することにより、授業改善を行う。**

『授業中の規律』を守る

チャイムが鳴ったら着席する、友だちの発表は静かに聞く、学習用具は忘れず持ってくるなど、授業の規律の問題を含めた**『学級（学習）のルールづくり』を年度当初に子ども達と一緒にを行い、達成状況に応じてルールを見直す。**

授業以外では、友人関係、集団作り、社会性の育成などが重要である。年間を通じて、社会体験や交流体験の機会を計画的に実施し、児童自ら気づく・学ぶ機会を提供していく。児童自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることができる。教師はそのための『場づくり』を行っていく。

『自己有用感』を持たせる

『自己有用感とは』

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自分の有用性のことを自己有用感と呼ぶ。児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定するため、**児童の発達段階や学習内容、時期に応じて次の様な体験的な学習を実施する。**

- | | |
|-----|---|
| 1 年 | 春の遠足、学校探検、公園探検、秋の遠足、保育所・幼稚園との交流 |
| 2 年 | 春の遠足、町探検、歯みがき指導、秋の遠足、おいもパーティー |
| 3 年 | 春の遠足、今昔館見学、秋の遠足、ハルカス見学、車いす体験、スーパー見学 |
| 4 年 | 春の遠足、焼却場見学、浄水場見学、秋の遠足、交通安全指導、盲導犬授業 |
| 5 年 | 春の遠足、読売新聞見学、自然体験教室、非行防止教室、歴史博物館見学 |
| 6 年 | 春の遠足、修学旅行、ピースおおさか見学、スポーツ交歓会、此花中学校体験授業、卒業遠足、卒業式 |
| 全学年 | たてわり班活動、地区児童会、避難訓練、栄養指導、保健指導、体育発表会、芸術鑑賞会、学習発表会、卒業を祝う会、 など |

「いじめ防止に向けた年間計画」

	教職員	児童・保護者等
4月	○いじめ防止基本方針の共通理解 ○児童に対する情報交換	○学級開き・学級ルールづくり ○いじめ防止基本方針の地域への説明 【学校協議会】
5月		○学校いじめ防止基本方針のHPへの掲載 ○保護者との情報交換
6月	○いじめアンケートの実施 ○教育相談	○行事を通じた人間関係づくり【体育発表会】
7月		
9月	○学校アンケートの実施	
10月	○学校評価の実施	○保護者との情報交換
11月	○授業アンケートの実施 ○いじめアンケートの実施 ○教育相談	○行事を通じた人間関係づくり【学習発表会】
12月		
1月	○学校アンケートの実施	
2月	○いじめアンケートの実施 ○教育相談	
3月	○児童に対する情報交換 ○いじめ防止基本方針の総括	○行事を通じた人間関係づくり【卒業を祝う会】

Ⅲ 早期発見

いじめ問題において、『いじめが起こらない学級・学校づくり』等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、『いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの』という認識をすべての教職員が持ち、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応することが最大のポイントです。教職員は、児童の毎日の様子を観察し、子どもが発する小さなサイン（言葉・表情・しぐさ・行動）を見逃さず、発見することが大切です。

いじめ早期発見のチェックリスト

場面	チェック	いじめのサイン
始業前		・遅刻、欠席が増える。
		・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
		・登校してから、身体の不調を訴えることが増える。
		・欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
授業中		・保健室、トイレによく行くようになる。
		・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を頻繁に訴える。
		・学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。
		・正しい発言を冷やかされたり、周囲がざわついたりする。
		・教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
		・周囲の子どもが机、いすを離して座ろうとする。
休み時間 ・昼休み		・1人で過ごすことが多い。
		・遊びと称して友だちとふざけあっているが表情がさえない。
		・他の学級担任の先生や教職員にかかわりを求めにくる。
給食時間		・特定の子どもが配膳すると嫌がられる。
		・机を離されたり、避けられたりする。
		・順番に並ぶとき、特定の子どものそばに並ばない。
清掃時間		・嫌がる仕事をよく任されている。
		・特定の子どもの机やいすが運ばれず、放置されている。
放課後		・急いで1人で帰宅する。またはいつまでも学校に残っている。
		・1人で掃除や後片付けをしていることが多い。
		・靴やかばん、傘などが紛失する。くつ箱にいたずらされる。
		・用事がないのに教職員や職員室の周りにいる。
その他		・グループ分けなどで、なかなか所属が決まらない。
		・持ち物や掲示物に落書きされる。
		・教職員と視線が合わない。話すときに不安そうな表情をする。
		・悪口を言われても笑っている。
		・特定の子どもの机や持ち物にさわろうとしない。
		・不自然な言動が見られ、周囲の動向を絶えず気にする。

※ 担任以外の方は、気になる児童がいれば、担任に知らせるなど教職員間で情報を共有しましょう。

家庭用チェックリスト

【態度やしぐさ】

- ★家族との会話が減ったり学校的话题を意図的に避けたりするようになる。
- ★感情の起伏が激しくなり、ささいなことで怒ったり動物や物等に八つ当たりしたりする。
- ★受信した電子メールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- ★部屋に閉じこもり、考え事をしたり、家族とも食事をしたがらなかったりする。
- ★朝、なかなか起きてこない。
- ★帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。
- ★用事もないのに、朝早く家を出る。

【服装、身体・体調】

- ★理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。
- ★理由のはっきりしないすり傷や打撲のあとがある。
- ★自分のものではない衣服を着ている。
- ★学校に行きたくないと言い出したり、登校時間が近づくと腹痛等身体の具合が悪くなったりする。
- ★食欲不振、不眠を訴える。

【学習】

- ★学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- ★成績が低下する。

【持ち物、金品】

- ★家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使途のはっきりしないお金を欲しがる。
- ★持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたり、落書きがあったりする。

【交友関係】

- ★友だちや学級の不平・不満を口にすることが多くなった。
- ★友だちからの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。
- ★仲のよかった友だちとの交流が極端に減った。
- ★口数が少なくなり、学校や友だちのことを話さなくなる。
- ★無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあったりする。
- ★急に友だちが変わる

※ 上記の点で気になることや、それ以外でもお子さんのことで気になることがあれば、学級担任または学校までご相談ください。

アンケートの実施

学期に1回『いじめアンケート』を実施し、アンケートの結果を踏まえ、児童に対して個別に教育相談を行います。児童の困っていることや悩みを引き出し、早期対応を図ります。

校内体制として、『職員会議』『児童理解研修会』『いじめ防止対策委員会』を設置する。必要に応じて外部団体と連携を図ったり、応援の依頼を行ったりする。

職員会議

月に1回、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

児童理解研修会

月1回全教職員で、不登校や問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・該当担任・生活指導部長・養護教諭による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催し、場合によってはスクールカウンセラーにも出席を依頼する。

IV いじめに対する措置

いじめに対する措置

1. いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
2. いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
3. 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
4. いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
5. 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

1. 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
2. 教育委員会と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。
3. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
4. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
5. 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

いじめ問題の相談窓口

相談窓口	内容	時間	問合せ
教育相談	不登校やいじめなど、教育に関する相談をお受けします。特別支援教育に関する相談をお受けします。	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9時～17時30分	こども相談センター (総合相談窓口) 電話:06-4301-3100
スクールカウンセラー による相談	不登校やいじめなどを中心に、こどもや保護者等の相談をお受けします。	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 申込受付時間: 9時30分～17時15分	学校に話しにくい場合等は、ご相談ください。 電話:06-4301-3141 ファックス:06-6944-2064
電話教育相談 (こども専用)	こども自身からの相談をお受けします。	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9時～19時	こども相談センター (こども専用) 電話:06-4301-3140
電話教育相談 (保護者専用)	不登校、いじめなど、こどもの教育に関する問題について相談をお受けします。	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9時～19時	こども相談センター (保護者専用) 電話:06-4301-3141
24時間子供 SOS ダイヤル	いじめに関する相談をお受けします。	毎日 24 時間	24 時間電話いじめ相談 (全国共通) 電話:0120-0-78310 (なやみいおう)

※また、こども相談センターでは、心身の発達の心配、家庭での養育困難、家出、児童虐待、子どもの福祉などの相談・援助も行っています。